

平成31年度 基本方針と目標について

学校教育課

基本方針

学校支援体制を充実させることにより、児童生徒が成長と発達を続けていく基盤となる力を養い、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うことを目指す。

重点目標

1. いじめや就学支援などの問題に適切に対応するため、学校支援体制の充実を図る。
2. 確かな学力や健やかな心身を育む教育を行うため、教育指導体制の充実を図る。
3. 障害のある児童生徒一人一人にあった支援を行うため、特別支援教育の推進を図る。

主な事業

1. 学校支援体制の充実

(1) 教育相談体制の充実

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び心の教室相談員を主に中学校に配置し、生徒からの相談や保護者との連絡調整にきめ細やかに対応する。

また、スーパーバイザーによるスクールソーシャルワーカーの指導・育成を継続的に行うことにより質の向上を図る。

(2) いじめ防止等対策の推進

「日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会」を中心にいじめの未然防止への取り組みを推進する。

万が一、重大事態が発生した場合は、総合教育会議の判断により「第三者委員会」である「重大事態発生時調査委員会」を招集し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。この調査結果を踏まえ、「重大事態発生時対策会議」が再発防止に向けて対策を図る。

(3) 就学支援体制の充実

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。特に、新入学学用品費については、新1年生となる保護者に対して、支給時期を前倒しし、入学前に支給する。

2. 教育指導体制の充実

(1) 個に応じた指導の充実

確かな学力や健やかな心身を育む教育を行うため、小中学校に少人数指導補助、学習指導補助、低学年補助、図書館運営補助等の教職員を配置する。

(2) 教員の長時間労働解消プランの推進

「日進市教員の長時間労働解消プラン」に基づき、業務改善に向けた学校マネジメントの推進や部活動の負担軽減等の検討を行う。

3. 特別支援教育の推進

(1) 補助教員等の配置

特別な支援を必要とする児童生徒の人数や障害の程度に応じて介助員を配置し、また、特別支援学級補助を配置するとともに、各校に特別支援教育コーディネーターを配置する。

(2) 特別支援教育巡回指導事業

特別な支援を必要とする児童生徒への指導方法について、担任に指導・助言してもらうため、臨床心理士が学校を巡回する。